

米子市からのお願い

鳥取県内及び近隣市で感染者が確認されました。
引き続き感染予防に努めましょう。

○市民の皆さまには、国、県または、市などが発信する正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただくようお願いいたします。

○繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、鳥取県からの呼びかけにご協力ください。

○松江市で感染が確認された飲食店「BUZZ」を3月17日～4月9日に利用された方は米子保健所へ相談してください。

○1メートル、できれば2メートルのソーシャルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。

○手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避けましょう。※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」

○風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、適切な医療機関をご紹介しますので、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」【電話：0859-31-0029 米子保健所】にご相談ください。

○医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

○緊急事態宣言が出ている地域との間の往来については、日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り控えてください。

また、その他感染が拡大している地域についても、不要不急の往来を控え、感染拡大防止に協力しましょう。

【緊急事態宣言が出ている地域】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

【令和2年4月7日現在感染拡大しており外出自粛が求められている地域(緊急事態宣言が出ている地域を除く)】※都道府県、政令指定都市のみ

北海道、宮城県、茨城県、新潟県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県、仙台市、新潟市、熊本市

○感染者等の人権に配慮した適切な行動に努めましょう。

米子市にいらっしゃった皆さまへ

○緊急事態宣言が出されている地域から米子市にお越しの皆さま

転入後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いいたします。

○緊急事態宣言対象地域以外の感染が拡大している地域から米子市にお越しの皆さま

自らが感染を拡大する原因となる可能性を十分に意識して、「三つの密」を避け、咳エチケットに配慮していただくなど、慎重に行動をお願いします。